

## 規制の事前評価書（金融庁）

### 1. 政策の名称

前払式支払手段に係る制度整備

### 2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

### 3. 評価実施時期

平成 21 年 12 月 7 日

### 4. 規制の目的、内容及び必要性

#### （1）現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

##### ① 現状

前払式証票の規制等に関する法律（以下「前払式証票規制法」という。）については、前払式証票の発行者（以下「発行者」という。）全てに対し、発行する前払式証票の未使用残高の 2 分の 1 以上の額の資産保全を図り、資産保全の種類として供託及び銀行等との保全契約の 2 種類を定めている。

また、前払式証票規制法においては、払戻手続に関する手続がないほか、発行者に対する情報の安全管理措置等についての定めはない。なお、前払式証票規制法は、資産保全させた供託金を前払式証票の利用者に対して還付する手続（以下「権利実行手続」）を規定しているところ、権利実行手続を行う主体は財務局のみである。

##### ② 問題点

発行者の資産保全の方法が 2 種類のみであることは、事業者の状況に対応せず、柔軟性を欠くおそれがあるほか、保全契約の相手方である銀行等の要件を定めていないことは、十分な資産保全が図られない可能性がある。また、情報の安全管理について何ら規定していないことや、払戻手続に関する規定がないことは、利用者の安全かつ適正な前払式証票の利用を担保する上で十分であるかどうかの問題がある。

さらに、権利実行手続の主体が財務局のみであり、効率的な還付手続の担保や、利用者に対する適正・迅速な還付及び行政費用抑制の観点から検討の余地がある。

##### ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

上記の問題点をふまえ、前払式支払手段の安全かつ適正な利用という目的を達成するため、資産保全方法及び内容をより充実させ、発行者に対する情報の安全管理義務及び発行者の払戻手続を規定し、さらには、権利実行手続を行う主体である財務局が、権利実行手続の全部又は一部を銀行、信託会社、破産管財人等の民間の者（以下「権利実行事務代行者」という。）に委託できることとする必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

資金決済に関する法律施行令第8条、第10条、第12条

前払式支払手段に関する内閣府令第9条～第12条、第14条～第16条、第20条～第22条、第30条、第34条、第39条、第41条から第47条、第49条、第51条、第53条

(3) 規制の新設又は改廃の内容

以下のような規制の新設又は改廃を行う。

発行保証金保全契約を締結できる銀行等が満たすべき要件等	発行保証金保全契約の相手方として、健全性に係る基準を満たす銀行等のほか、信用力等の面で発行保証金保全契約の相手方として相応しい者を規定。
資産保全措置として信託銀行等への信託契約の内容	資産保全方法の一つである信託契約について、内容、信託財産の種類及び評価額を規定。
前払式支払手段保有者に対する払戻義務	前払式支払手段発行者の業務の全部又は一部の廃止及び第三者型発行者の登録が取り消された場合などの払戻金額等について規定
例外として前払式支払手段の払戻しが認められる場合	当該基準日の直前の基準期間において発行した前払式支払手段の発行額の百分の二十を超えない額等を規定。
前払式支払手段発行者の情報安全管理措置義務	前払式支払手段発行者に対し、発行の業務に係る情報及び個人利用者情報の安全管理措置、特別の非公開情報の取扱いについて規定。
発行保証金の還付に係る権利実行事務代行者の新設	権利実行手続について、権利実行事務の全部又は一部を委託できる者を規定。
発行保証金供託における銀行等に関する特例	発行保証金の供託義務を免除する銀行等について、健全性に係る基準を満たすことを要件として規定。

5. 想定される代替案

権利実行手続について、権利実行事務代行者に限らず、誰（以下「一般人」という。）に対しても委託できることとする。なお、その他の事項は本案と同様とする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

資産保全の方法として信託契約を選択した場合に発行者が信託会社に対して支払う手数料や、情報安全管理措置にかかる費用が発生する。

② 代替案

本案の場合と同様の費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

権利実行事務代行者に対して支払う費用（手数料）が発生する。

② 代替案

一般人に対して支払う費用（手数料）が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

新たな費用は発生しない。

② 代替案

一般人は、権利実行手続に係る前払式支払手段発行者の資産状況について適切に把握できるか不明であることから、発行保証金の還付を適切に行えず、利用者保護が図られないという社会的費用が発生する可能性が高い。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

権利実行事務代行者として銀行、破産管財人等を規定することにより、利用者に対する配当のノウハウを有している者による効率的な権利実行手続が可能となる。

また、資産保全において満たすべき要件や払戻手続、情報安全管理措置等を規定することにより、前払式支払手段の利用者保護が図られる。

② 代替案

資産保全において満たすべき要件や払戻手続、情報安全管理措置等を規定することにより、前払式支払手段の利用者保護が一定程度図られる。

## 8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

### （1）費用と便益の関係

本案の場合、権利実行事務代行者において、その行う権利実行手続に関し費用が発生し、また、行政機関が権利実行事務代行者に対して支払う費用が発生するが、他方、利用者への効率的な権利実行手続が確保され、利用者保護に資することとなる。このような便益の増加は、新たな遵守費用や行政費用の発生というマイナスの効果を上回るものである。

### （2）代替案との比較

遵守費用について、本案と代替案は同様の費用が発生する。

本案においては新たな社会的費用は発生しない一方、代替案においては、一般人は、権利実行手続に係る前払式支払手段発行者の資産状況について適切に把握できるか不明であることから、発行保証金の還付を適切に行えず、利用者保護が図られないという社会的費用が発生する可能性が高い。

他方、本案においては、権利実行事務代行者として銀行、破産管財人等を規定することにより、利用者に対する配当のノウハウを有している者による効率的な権利実行手続が可能となるという便益が発生し、その効果は代替案を上回る。

以上より、代替案より本案が優ると考えられる。

## 9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会金融分科会第二部会報告書「資金決済に関する制度整備について—イノベーションの促進と利用者保護—」（平成21年1月14日公表）において、「事業者が破綻し、発行保証金を利用者へに分配する還付手続については還付事務の効率化を図るため金融機関などに委ねることができる等の仕組みを整備することが考えられる。」とされている。

## 10. レビューを行う時期又は条件

資金決済に関する法律施行令案及び前払式支払手段に関する内閣府令案の施行

後5年を経過した場合において、この法令案の施行状況等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

11. 備考  
なし。